

自動車運行管理システム賃貸借 仕様書

この仕様書は、本市が借り受け、又は所有する公用自動車(以下「車両」という。)の運行管理に用いる、車載の情報通信端末及びインターネット上のアプリケーションソフトウェア等からなるシステム(以下「システム」という。)の賃貸借(以下「本件賃貸借」という。)について仕様を定めるものである。

1 賃貸借期間

令和5年(2023年)9月1日から令和10年(2028年)8月31日までの5年間。

なお、本件賃貸借は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約となるため、当該契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、当該契約を変更し、又は解除することができる。

また、発注者は、上記の規定により当該契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について、受注者と協議して定めるものとする。

2 システム構成要件

以下の機能及びその操作用アプリケーションソフトウェア(以下「アプリ」という。)を備えていること。

- (1) 衛星測位機能や運転挙動を検知する機能を備えた車載機器(以下「車載器」という。)をインターネットに接続し、クラウド上で車両の運行に係る情報の管理や分析を行う機能(以下「テレマティクス機能」という。)
- (2) 車両の利用予約や運転日報の作成、免許証の有効期限の管理等が行える機能(以下「予約・日報等管理機能」という。)
- (3) 上記(1)(2)に係るユーザ情報、車両情報等を、データベースを用いて一元管理(閲覧、編集)する機能(以下「データベース機能」という。)

3 各システム要件詳細

(1) システム全体

ア テレマティクス機能、予約・日報等管理機能、データベース機能について、各機能が連携して一体的に機能する、クラウド型のシステムであること。

- イ 上記アのクラウドは、堅牢性、機密性に優れたプラットフォーム上に実装されていること。
- ウ 契約ライセンス数の範囲で、アプリのユーザアカウントを各職員に付与でき、次に掲げる分類又はこれに類する分類で、ユーザ権限を設定できること。
 - (ア) テレマティクス機能、予約・日報等管理機能にアクセスし、自身の運転日報の作成や、運転スコアの閲覧の権限を持つ、一般運転者(以下「一般運転者」という。)
 - (イ) 一般運転者の権限に加え、所属グループにおいて運転者の情報の管理、アルコールチェックの管理、運転日報の管理等の権限を持つ、管理者(以下「管理者」という。)
 - (ウ) 管理者の権限に加え、データベース機能にアクセスでき、全てのユーザ情報・車両情報を管理できる、統括管理者(以下「統括管理者」という。)
- エ ユーザインターフェースは以下の方式であること。
 - (ア) 一般的なPCの画面(Full HD横型相当)に最適化されており、Chrome、Edge、Safari ほかモダンブラウザで動作するウェブアプリであること。
 - (イ) 上記(ア)に加えて、一般運転者向けユーザインターフェースとして、スマートフォン又はタブレットPC(以下「モバイル端末」という。)におけるウェブブラウザでの表示に最適化されたもの又はモバイル端末にインストールすることで利用できるクライアントアプリケーションソフトウェア(以下「クライアントアプリ」という。)が利用できること。
 - (ウ) 上記(イ)のクライアントアプリの対象オペレーティングシステム(以下「OS」という。)は iOS 及び Android の両方に対応したものが用意されていること。また、当該OSにおける標準アプリストアから、無料(通信費を除く。)でダウンロードできること。
- オ テレマティクス機能、予約・日報等管理機能において取得・生成された記録を1年以上保持し、統計情報として表示するほか、必要に応じて、表計算ソフトで閲覧可能なファイル形式で出力する等の機能を有すること。

(2) テレマティクス機能

- ア 車載器は、GNSS による車両の位置情報の取得機能や、加速度センサによる運転挙動の検知機能等を有し、インターネットを通じて位置情報や運転挙動に係る情報をクラウドサーバに自動送信できること。
- イ 上記アで取得した情報を基に、アプリにおいて、車両の位置情報や稼働状況が可視化できること。
- ウ 運転挙動の安全性についてスコアリングし、一般運転者が、運転後に自分自身の運転

について振り返りできる機能を有すること。

エ 車両の稼働率を可視化し、車両の適正保有台数について把握できる機能をアプリに有していること。

オ 車載器の電源及び取付け方式については、シガーソケットから給電するもの又は電気配線工事を行いオーディオ裏等から給電するものとする。また、モバイル端末を車載器として代用する方式のものは、認めない。

(3) 予約・日報等管理機能

ア 利用日時(時間区分単位は 15 分ないし 30 分)、利用車両を選択し、車両の利用予約ができること。

イ 車両の予約状況について、予約済みの時間帯をガントチャート又はこれに類する形式で表現するなどし、視覚的にわかりやすく表示できること。また、アプリにおいて登録した予約情報は、画面上に即時反映されること。

ウ 本市の複数の部局・室課において共用する車両を予約機能の管理下に置くことができること。

エ 車載器を搭載しない車両についても、利用予約の管理対象にできること。

オ 車両の運転日報の作成は、予約時の入力情報、テレマティクス機能で生成された情報等が連携され、自動化又は効率化されていること。

カ 管理者又は統括管理者の権限において、上記オの操作で作成された日報の内容を確認できること。

キ 一般運転者から管理者に任意事項(給油、駐車場の利用、その他特記すべき事項)をテキスト(100 文字程度)で報告できる機能を有すること。

ク 日報のデータを自動集計でき、また、車両の稼働率、稼働日数、走行距離、利用時間等をグラフ表示など視覚的にわかりやすく表示できるビューをアプリに有していること。

ケ アルコールチェックの結果を記録する機能を有すること。詳細は次のとおりとする。

(ア) 次の8項目を記録できること。

- ① 確認者名
- ② 運転者
- ③ 運転者の業務に係る車両の自動車登録番号又は識別できる記号番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認の方法(アルコール検知器の使用有無、対面でない場合は具体的方法)
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項

⑧ その他必要な事項

(イ) 運転前、運転後の2回分を記録できること。

(ウ) 上記(ア)(イ)の操作について、一般運転者の権限において、特定のアルコール検知器と連携することなく実施できること。

コ 上記ア～ケの操作はいずれもPC上で行うことができ、モバイル端末の利用を必須としないこと。なお、モバイル端末での操作を禁止するものではない。

(4) データベース機能

ア ユーザアカウントの数は 500 件以上登録できること。また、統括管理者の権限において各ユーザアカウントの登録情報の変更ができること。

イ 車両は 18 件以上登録できること。また、随時、各車両の情報を変更できること。

4 本件賃貸借に係る必要物件及び必要数量

本件賃貸借に係る機器等の必要物件及び必要数量は、下表のとおりとする。

必要物件	必要数量
車載器	18 個
アプリの統括管理者及び管理者ライセンス	70 人分 (内訳) ・統括管理者 2人分(うち1人分については、本件業務担当者の共用アカウントを作成し利用する想定。) ・管理者 68 人分
アプリの一般運転者ライセンス	430 人分

また、項番3に掲げる仕様を充足するために、別途有料のオプション機能等を利用する必要がある場合又は電気配線工事を伴う機器の取付け作業を行う必要がある場合は、当該費用を含めて入札金額に計上すること。

なお、本件賃貸借に係る初期セットアップ作業のうちマスタ登録の代行・補助作業や、システム導入に係る職員向け説明会に係る費用については、本件賃貸借に係る金額には計上せず、別途契約する「自動車運行管理システム導入支援業務」において計上すること。

5 その他条件

(1) 発注者においてアプリにアクセスするための端末及び通信費について、受注者はこれを負担しない。

(2) システムに障害が発生し、利用に支障が生じた場合は、受注者は誠意をもって迅速な復旧に

努めるとともに、その内容について直ちに発注者に報告すること。

- (3) 発注者からのシステム利用に係る問合せに対し、受注者は迅速かつ丁寧に対応できるサポート窓口を設け、無償にて対応すること。なお、当該問合せは、吹田市総務部総務室の本件業務担当者のみから行うものとし、当該窓口は、電話もしくはメール又はウェブサイトにおける問合せ受付フォームのいずれかによるものとする。
- (4) 本件賃貸借に係るシステムを発注者が使用開始するに当たり、電気配線工事を伴う機器の取付け作業を行う必要がある場合は、受注者は、発注者がシステムを令和5年9月1日から使用開始できるよう、発注者が指定する車両18台に対し、受注者の費用負担において、当該作業を実施すること。
- (5) 本件賃貸借に係る契約に基づいて既に取り付けた車載器を、発注者における車両の更新等の事由により、別の車両に付け替える必要が生じた場合に、電気配線工事等を実施する必要があるときは、発注者の費用負担において実施するものとする。
- (6) 発注者において、車両の保有台数の増減等の事由により、車載器やユーザライセンス数の必要数に変更が生じた場合は、必要に応じて、本件賃貸借に係る契約を適正規模に変更できるものとする。契約変更後の賃貸借物品、数量、契約金額及び契約変更時の解約手数料等の支払いについては、発注者受注者協議により定めるものとする。

6 個人情報の取扱いについて

- (1) 受注者は、吹田市情報セキュリティポリシー(平成29年5月18日制定)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、プライバシーマーク、ISO27001、ISO27017など外部機関による情報セキュリティ認証の証明書類を契約時に発注者に提出しなければならない。
- (3) 前号に掲げるいずれの認証も取得していない場合は、取得の予定がある場合に限り、取得予定の認証の名称及び取得時期の見込について書面で発注者に報告することで、前号の規定による書類提出に代えることができる。なお、取得時期は、契約期間内のできる限り早期とすること。

7 賃貸借料の支払方法

本件賃貸借に係る契約に基づく賃貸借料は、月払いとし、毎月の支払額は、契約総額を契約月数で除した金額とする。